

九州大学病院 海外遠隔医療相談の説明書および同意書

この文書は、九州大学病院（以下、「本院」）における海外遠隔医療相談を希望する患者さん、または、患者さん本人に同意能力がない場合は代理人の方に対し、必要事項を説明するものです。下記の内容についてわからない点や疑問がありましたら、その都度ご質問していただいて構いません。

「海外遠隔医療相談について」

海外遠隔医療相談とは、海外在住者に対して行うセカンドオピニオンです。患者さんが提供する医療情報やデータなどに基づき、本院の専門医師が参考意見を提供することを目的としています。患者さんに対する意見提供であるため、診断及び治療に関する決定権は患者さんにあり、本院医師は、その後の治療効果、および結果などに関する責任は一切負いません。なお、相談中には診察や検査、治療、処方等の医療行為は行いません。

【参加者の要件】

- ・患者さん本人の参加を原則とします。
- ・患者さん本人が参加できない場合、患者さんの代理人として、原則二親等以内の親族か配偶者（またはパートナー）が海外遠隔医療相談を受けることが可能ですが、患者さん本人の委任状が必要です。なお、患者さんが未成年の場合や、意識不明・重度の認知症などにより本人の同意が確認できない場合は、続柄が確認できる書類をご提出ください。
- ・参加者として、患者さん本人（または代理人）1名、二親等以内の親族か配偶者（またはパートナー）1名、主治医1名、通訳者1名の4名を上限とします。事前に参加者全員の顔写真付き身分証明書の提出が必要です。
- ・英語と中国語の通訳は本院で用意致します。ただし、それ以外の言語に関しては、医療専門用語を含む日本語か英語を話すことができる現地の通訳者を、原則患者さんご自身で手配してください。

【個人情報】

相談を行うにあたり知り得た個人情報は、「海外遠隔医療相談時の個人情報保護に関する九州大学病院の基本方針」に基づき厳守いたします。本院医師が必要と判断する場合、相談時、可能な限り個人情報を消去処理した上で、患者さんの医療情報を共有いたします。基本的に患者・同席者の姿を画面に映し出すものとします。希望しない場合は事前に申し出てください。なお、相談時の内容を、音声や画像等により記録いたします。あらかじめご了承ください。

患者側参加者による海外遠隔医療相談中の録音・録画はご遠慮ください。

【相談時間と費用について】

相談時間 60分以内

相談料金 110,000円/件

本院が指定する日時までにお支払いいただくようお願いいたします。お支払いは日本円のみで、手数料は全て患者負担となります。手数料等の影響により本院への入金額に不足が生じる場合、再度請求を行います。お支払い後は、いかなる理由があっても返金対応はいたしかねます。

【通訳及び翻訳について】

本院では、患者さんからの医療情報やデータを翻訳するサービスは行っておりません。相談に必要となる医療情報（データ）は、患者さんの責任の下、全て英語か日本語に翻訳されてから、提出してください。医療情報（データ）が適切に翻訳されていない場合は、本院医師による情報提供の正確性に影響が生じる場合があります。

相談後、本院医師が意見書を作成いたします。意見書は日本語が正文、英語または中国語は翻訳文となり、翻訳文は正文の解釈には何らの影響も及ぼしません。また、患者さん本人、代理人、二親等以内の親族、主治医、または患者さんが手配する通訳者が他言語への翻訳文書を作成された場合においても、正文の解釈には何らの影響も及ぼしません。

本院は、いかなる条件においても通訳及び翻訳の誤訳に伴う医療上の責任を一切負いません。

【機器準備、通信について】

- ・パソコン、タブレット、もしくはスマートフォン、また上記の機器が接続できるインターネット回線（有線LAN、Wi-Fi、4G/LTE/5G回線）の準備が必要となります。また、本院が指定するオンライン会議アプリ（Zoom等）のインストールが必要です。
- ・1回の相談における遠隔からの参加地点数は4地点（患者さん本人（もしくは代理人）、二親等以内の親族か配偶者（またはパートナー）、主治医、通訳者がそれぞれ接続した場合）を上限とします。参加者として認められていない方の接続は許可しません。
- ・参加者は、事前に電子メールで連絡先や使用する機器の情報を国際診療支援センターへ連絡のうえ、本院技術スタッフとの接続テスト（もしくはセルフテスト）が必要です。当日は、開始の15分前から接続調整と参加者全員の本人確認が必要です。必ずご参加ください。
- ・当日は遅れないよう接続をお願いします。患者さんの接続が遅れたことによる相談時間の延長はありません。
- ・当日の通信状況に応じて、実施できない場合があります。
- ・九州大学が保有する情報の格付け及び取扱制限に関する規程に従い、エンドツーエンド暗号化通信を用います。厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に従い適切なセキュリティ対策を実施して行いますが、故意に傍受される場合があります。

「海外遠隔医療相談適用外のケース」

- ・医療過誤、医療訴訟等の問題
- ・医療費の内容、医療給付に関する相談
- ・主治医に対する不満
- ・お亡くなりになった患者さんについて
- ・必要な資料（診療情報提供書・検査データ・画像データ等）を提出できない場合
- ・相談の内容が本院の専門外である場合
- ・国や地域によっては、インターネット環境等の理由

「注意事項」

お申込みの有効期限は、申込みフォーム入力後から1カ月間とさせていただきます。1カ月以内に資料が揃わない等の不備や、連絡がつかない場合は、お申込みの取り消しをいたします。なお、郵送された資料は返却いたしません。

「その他」

海外遠隔医療相談は、患者さんの治療方針を決定する際の参考のために、他の医療機関での診察結果等について意見を提供するものであって、本院で直接診察をしていないため、その結果の正確性には限度があることをご了承下さい。

海外遠隔医療相談の結果を、本院及びその他医療機関などに対する医療過誤訴訟に使用することはできません。

この説明書及び同意書は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。また、九州大学病院の相談から生じる一切の紛争については、日本の福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

同意書

九州大学病院長 殿

私は、九州大学病院（以下「貴院」）での海外遠隔医療相談に関する注意事項について、その内容を十分に理解しました。私は、貴院での相談を受けるかの検討にあたり、そのための時間も十分に与えられました。以上のもとで、自由な意思に基づき、貴院での海外遠隔医療相談を受けることに同意します。

(同意)

同意年月日：西暦 年 月 日

同意者（本人）： _____
(自筆署名)

* 患者さん本人に同意能力がない場合は、代理人の方が、説明書（前頁）に記載された事項についてすべて説明を受けた上で、自筆署名してください。

代理人： _____
(自筆署名)